

各指定就労継続支援A型事業所 管理者 様  
(政令・中核市除く)

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長  
(公印省略)

指定就労継続支援A型事業所の運営について (通知)

日頃、本県の障害福祉施策の推進につきましては、御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

指定就労継続支援A型事業所の運営においては、下記のとおり御留意願います。

記

- 1 令和元年10月1日から本県における最低賃金が923円に引き上げられることから、最低賃金の減額の特例を受けた利用者以外に対する支払いが最低賃金を下回らないようにすること。
- 2 各事業所においては、利用者の利用時間を一律に短時間（例えば1週間の所定労働時間が20時間）に定めることなく、また個々の利用者の意向や能力等を勘案し、利用時間や作業内容を定めることにより、利用者の知識及び能力の向上のために必要な支援を行うこと。
- 3 サービスの利用は利用者の意向によって行われるものであることから、正当な理由なくサービス提供の拒否や事業所を退所するよう誘導をしないようにすること。
- 4 最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、最低賃金が、労働者に対する賃金の最低額を保障することで、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資するものであることから、原則としてこれを遵守しなければならないものであり、最低賃金の減額の特例はあくまで特例的な措置であることを留意するとともに、最低賃金制度及び最低賃金の減額の特例許可制度の趣旨について理解の上、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金適用除外許可手続きについて」（平成18年10月2日障発第1002001号）により、必要な手続きを適正に行うこと。